

別表（第 14 条関係）

勘 定 科 目 表

収 益

款	項	備 考
水道事業収益	営 業 収 益 営 業 外 収 益 特 別 利 益	当年度経常的収益から除外すべき利益

費 用

款	項	備 考
水道事業費用	営 業 費 用 営 業 外 費 用 特 別 損 失	当年度経常的費用から除外すべき損失

資 産

固定資産

款	項	備 考
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 投 資	耐用年数が 1 年以上であって取得価格が 10 万円以上のもの

流動資産

款	項	備 考
流 動 資 産	現 金 預 金 未 収 金 有 価 証 券 貯 蔵 品 短 期 貸 付 金 前 払 費 用 前 払 金 その他の流動資産	一時所有の目的で保有する有価証券の取得 原価 たな卸資産の額 契約期間が 1 年を超えない貸付金 一定の契約に従い継続的に役務の提供を受 ける場合、いまだ提供されていない役務に 対して支払われた対価で貸借対照日から起 算して 1 年以内に費用となるもの 工事の請負等の際して、前払された金額で 前払費用に該当しないもの

繰延勘定

款	項	備 考
繰 延 勘 定	企業債発行差金 開 発 費 退 職 給 与 金 試 験 研 究 費 災 害 損 失	政令第26条第2項の規定によるもの 新技術の採用、経営組織の改善等に要した 経費でその効果が翌年度以降に及ぶもの 職制の改廃等により退職職員が多く、これ に対する退職給与金が多額で一事業年度の 収益に負担させることが困難なもの 浄水方法の新研究、新技術の発見等のため に要した経費 損失でその事業年度に負担させることがで きないもの

負 債

固定負債

款	項	備 考
固 定 負 債	企 業 債 引 当 金 その他の固定負債	建設又は改良以外の資金に充てるため発行 した企業債

流動負債

款	項	備 考
流 動 負 債	一 時 借 入 金 未 払 金 未 払 費 用 前 受 金 その他の流動負債	契約期間が1年を超えない借入金 特定の契約等によりすでに確定している短 期的債務でまだその支払を終らないもの (未払費用に属するものを除く。) 未払利息、未払委託費、未払賃借料等一定 の契約に従い継続的に役務の提供を受ける 場合すでに提供を受けた役務の対価の未払 額 契約等によりすでに受け取った対価のうち、 いまだにその債務の履行を終らないもの

資 本

資本金

款	項	備 考
資 本 金	自 己 資 本 金 借 入 資 本 金	

剰余金

款	項	備 考
剰 余 金	資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金	

様式 (省略)